

姫路書写ソーラーパーク 早期段階環境配慮書

概要説明資料

令和8年6月29日

AMP12合同会社



■計画段階における環境配慮の図書

本図書は、事業計画の具体的な内容（詳細な配置や工法など）が確定する前の「早期段階」において、重大な環境影響をあらかじめ回避・低減するための検討をまとめたものです。

■既存資料調査を中心とした概況把握段階

現時点における予測・評価は、現地調査を含めた詳細な調査に基づくものではなく、国や地方自治体等が公表している既存の資料等に基づく「机上調査（早期事前調査）」の段階です。

■今後の手続き（詳細調査の実施）

今回の審査会および皆様からいただくご意見を踏まえ、「概要書」以降の手続きにおいて、調査・予測・評価手法を決定し、詳細な現地調査（動植物、景観、水の濁り、地盤など）を実施します。調査を踏まえ、周辺環境への影響を適正に予測・評価した上で、具体的な環境保全措置の検討・計画への反映を着実に進めてまいります。

計画段階の配慮事項の整理

配慮書



調査・予測・評価方法の選定

概要書



調査・予測・評価



調査・予測・評価結果の整理

準備書



最終評価

評価書

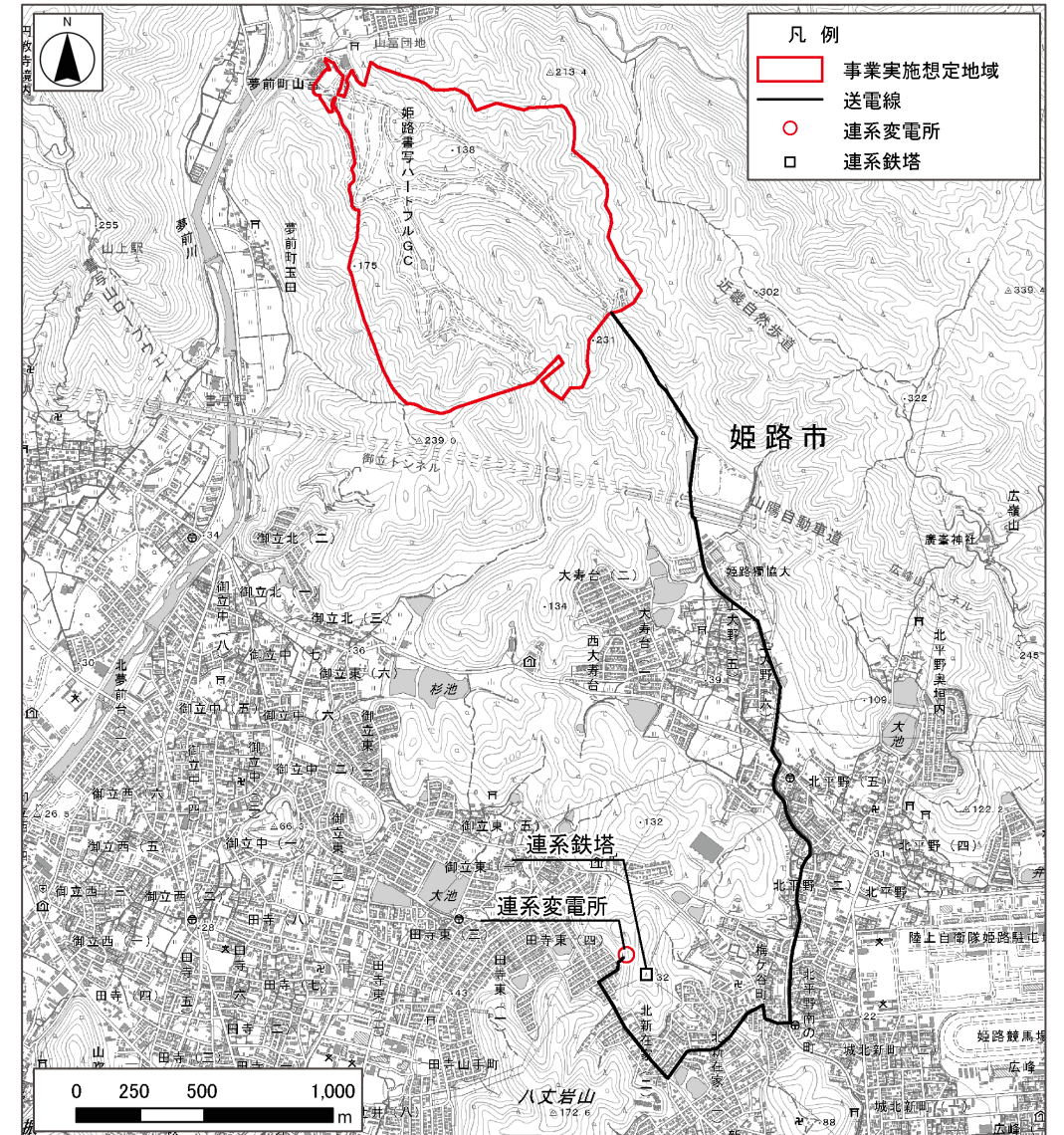
事業者の名称	: AMP12合同会社
代表者の氏名	: 代表社員 AMP1一般社団法人 職務執行者 中垣 光博
主たる事務所の所在地	: 東京都千代田区内神田一丁目3番7号401 あすな会計事務所内
対象事業の名称	: 姫路書写ソーラーパーク
対象事業の種類	: 発電所の建設（太陽電池発電所）
事業実施想定地域の位置	: 兵庫県姫路市夢前町山富他
対象事業の目的	: 経営が厳しいゴルフ場（姫路書写ハートフルゴルフクラブ）の 利活用として、敷地を転用して太陽電池発電所を計画。 安定的かつ効率的な再生可能エネルギーの普及及び温室効果ガ ス削減に寄与する。 伐採面積の最小化や残置森林の適切な維持管理等により、周辺 環境との調和に最大限に配慮するなど、地域との共生を図る。

・事業実施想定地域の位置

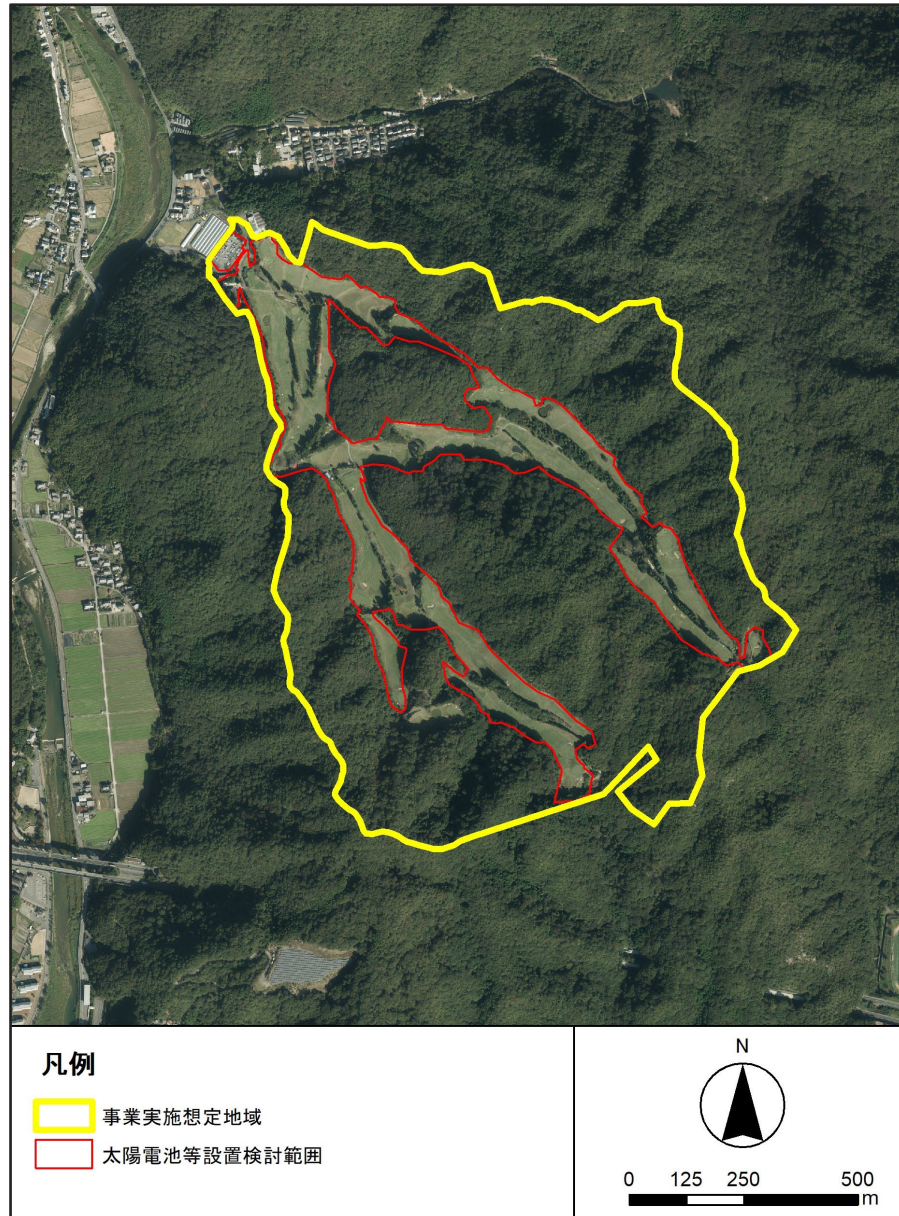
3



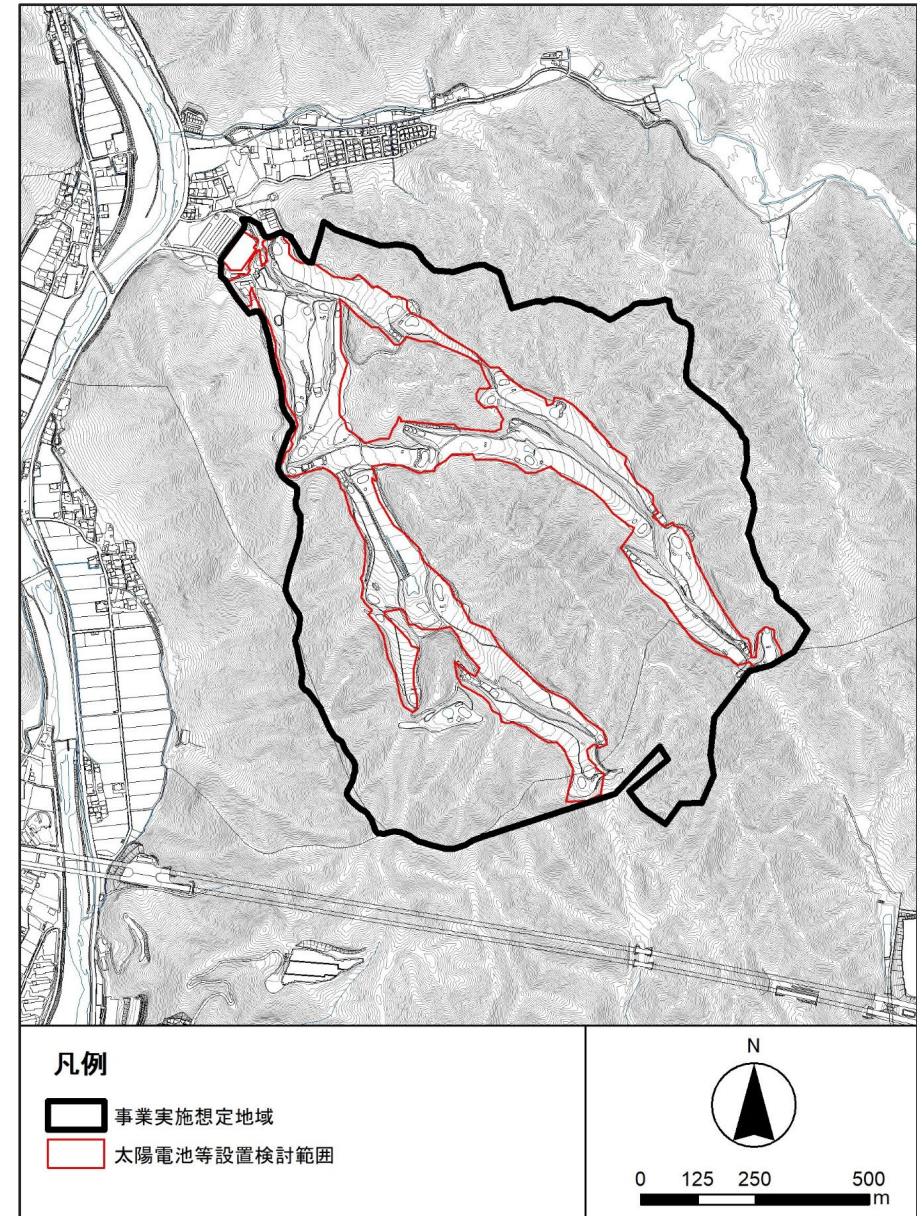
事業実施想定地域



事業実施想定地域



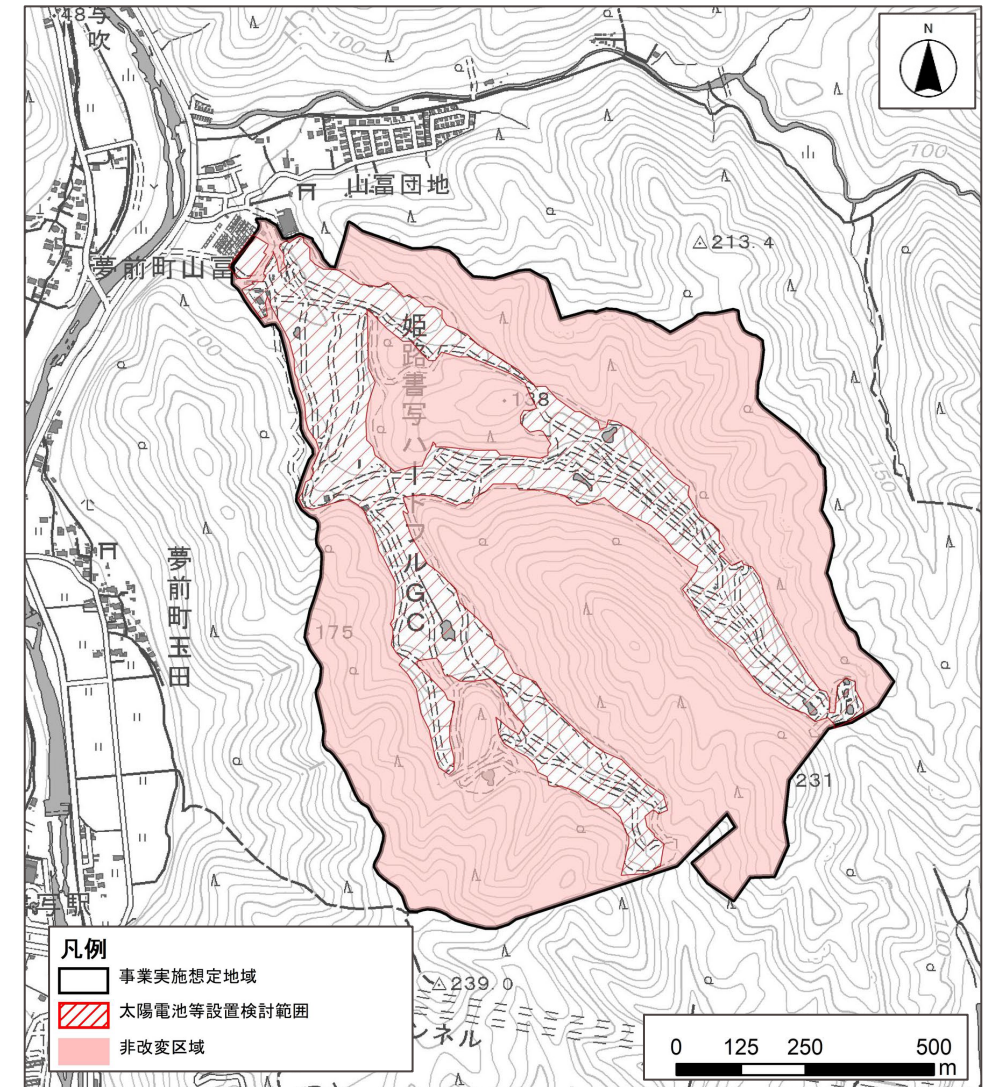
事業実施想定地域（空中写真）



事業実施想定地域（地形図）

面積		約115ha ・ 太陽電池等設置検討範囲：31ha ・ 非改変区域：84ha
主要施設	太陽電池 発電出力	最大值 19,900kW(AC) 26,611.2kW(DC)
	太陽電池の 単機出力等	660W (2,382mm×1,134mm)
	太陽電池 数量	最大值 40,488枚
	パワーコンディ ショナー	160台(125kW/台) 注)
	昇圧変圧器	7台(3,000kVA/台)
	連携変電所 (特別高圧設備)	1台

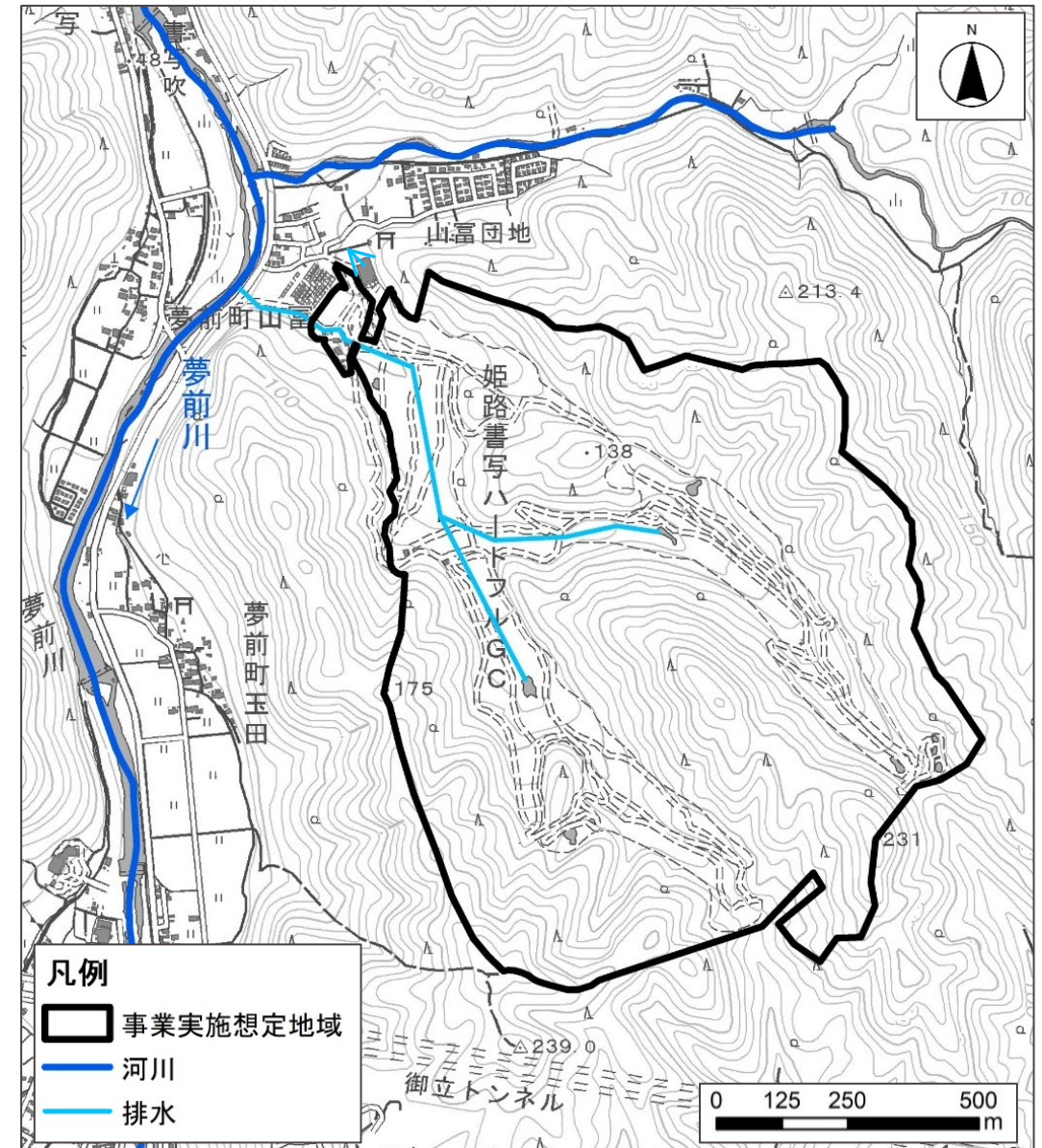
注)出力調整を行うことで、最大19,900kWとする計画である。



土地利用計画

・排水計画

- 事業実施想定地域から排出される雨水排水は、既存の排水施設を用いて排水し、夢前川に放流する。
- なお、排水計画については今後関係機関と協議する。



排水計画（案）

■太陽電池等搬出入路

以下の2ルートを予定。なお、連系変電所への搬出入路は、県道516号並びに市道幹第9号線を経由するルートを予定。

①南ルート：

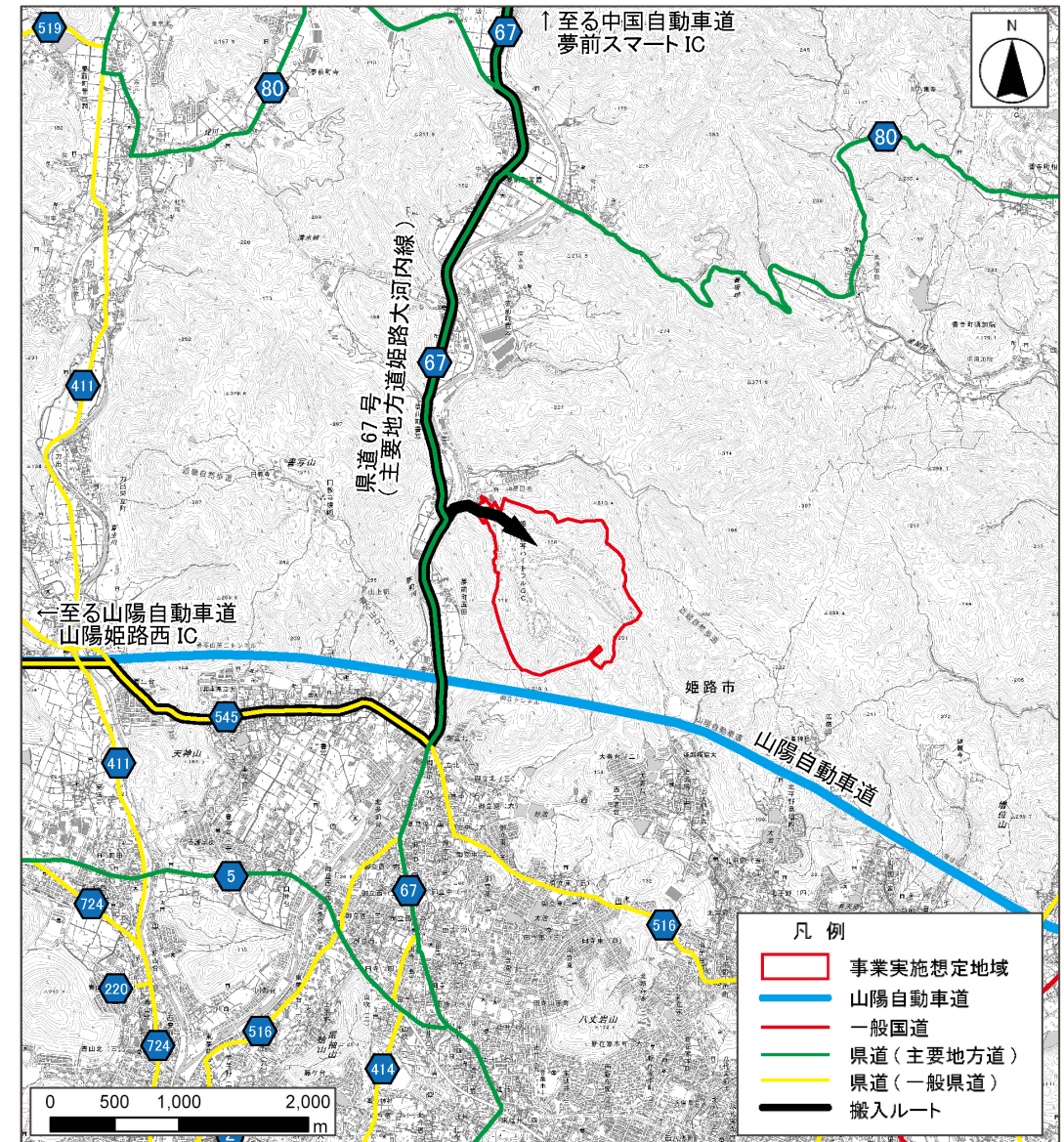
- 山陽自動車道の山陽姫路西ICから県道545号及び県道67号(主要地方道姫路大河内線)を経て事業実施想定地域に至るルート

②北ルート：

- 中国自動車道の夢前スマートICから県道67号(主要地方道姫路大河内線)を経て事業実施想定地域に至るルート

■車両台数

- 大型車が最大135台/月程度(5~6台/日)、小型車が100~400台/月程度(5~20台/日)を予定。車両台数は、可能な限り低減するよう努める。



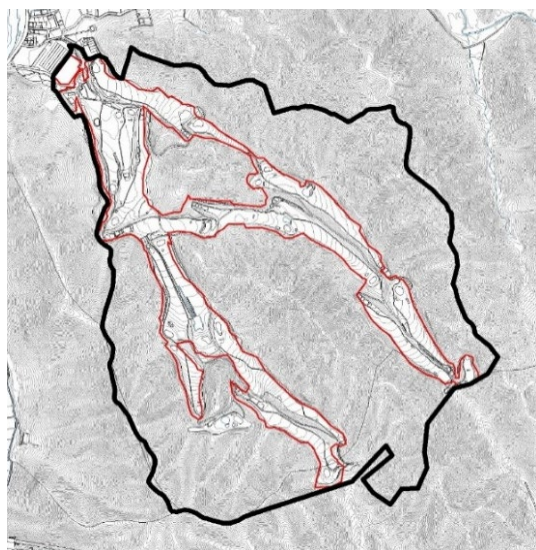
- ・ 工事は主に基礎工事、架台据付工事、電気工事であり、2028年12月に着工し、2029年12月から営業運転を開始する計画である。
- ・ 基礎工事では、新たな土地の造成（切土・盛土等）は原則実施せず、既存の地形にそのまま施設を設置する計画である。

工種等	期間及び時期（予定）
基礎工事	2028年12月～2029年8月
架台据付工事	2029年1月～2029年9月
電気工事	2029年1月～2029年10月
調整・試験	2029年5月～2029年12月
営業運転開始	2029年12月予定

- ・ 新たな土地を開発して太陽光電池等を配置する行為は、事業性及び環境保全の観点より適さないものと考え、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全等の条件が整っている箇所を選定。
- ・ 事業規模は、環境保全を考慮したうえで、最大となるよう計画。

⇒以上を踏まえ、太陽光パネルの配置に違いを持たせて以下の2案を設定した。

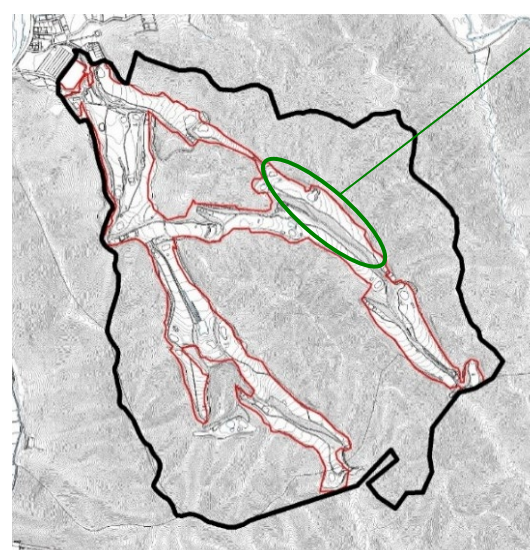
【A案】



ゴルフコースとして利用されているエリア（コース間の区切りとして利用されている樹林部を含む）について満遍なく太陽電池等を配置する。

□ 事業実施想定地域
□ 太陽電池等設置検討範囲

【B案】



事業実施想定地域の東部で太陽電池等の配置を抑制

A案に対し、事業実施想定地域西側に位置する眺望点から比較的眺望しやすい東部の太陽電池等の配置を抑制する。

□ 事業実施想定地域
□ 太陽電池等設置検討範囲

【共通する基本方針】

- ・ 姫路書写ハートフルゴルフクラブ所有地を事業実施想定地域とする。
- ・ ゴルフコース等を利用するために改変済の土地を太陽電池等設置検討範囲とし、原則として新たな土地造成、樹木伐採（コース間の区切りに植栽された樹木を除く）、調整池の新設などの土地改変は実施しない。
- ・ 事業規模は、現段階で設置可能と考えられる太陽光パネルの枚数及び単機出力より設定。

項目		工事			存在	供用	
		工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	施設の稼働	設置物の撤去
大気質	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	×	×				
	粉じん等	×	×				
水質	流況変化			×	×		
	水の濁り			×	×		
	水の汚れ						
土壌汚染							
騒音・低周波音		×	×			×	
振動		×	×				
地盤沈下							
悪臭							
廃棄物等	建設工事に伴う副産物			×			
	残土						

注：1.「○」：影響が考えられ、早期段階配慮事項の項目として選定する項目

2.「×」：工事計画などが決定していないこと、また、影響が限定的と考えられることから、早期段階配慮事項の項目として選定しない項目

なお、概要書以降は、具体的な事業計画を踏まえ、事業実施による影響が懸念される項目を精査のうえ選定する。

3.「空白」：影響がないと考えられる項目

4.網掛けは、「発電所アセス省令」の「太陽光発電所別表第五」の参考事項

項目	工事			存在	供用	
	工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	施設の稼働	設置物の撤去
地形・地質						
植物			×	○		
動物			×	○		
生態系			×	○		
文化財						
人と自然との触れ合い活動の場	×			×		
景観				○		
日照						
地球温暖化	×	×				
オゾン層破壊						
反射光				×		
地盤				○		

注：1.「○」：影響が考えられ、早期段階配慮事項の項目として選定する項目

2.「×」：工事計画などが決定していないこと、また、影響が限定的と考えられることから、早期段階配慮事項の項目として選定しない項目

なお、概要書以降は、具体的な事業計画を踏まえ、事業実施による影響が懸念される項目を精査のうえ選定する。

3.「空白」：影響がないと考えられる項目

4.網掛けは、「発電所アセス省令」の「太陽光発電所別表第五」の参考事項

事業実施想定地域及びその周囲の重要な種

- 事業実施想定地域はゴルフ場として整備されており、ゴルフ場・芝地、アヘマキコナ群集、ミヅツジ-アカマツ群集等が広く分布し、重要な種として計260種、侵略的外来種56種が確認された。

主な生息環境	水田	耕作地	水辺	樹林	草地
重要な種(種数)	ミズスギ、ヒメミズワレビ、ミズオハコ等 (15種)	ササノハ、ササノハ、ササノハ等 (10種)	ミヤマタネ、ササノハ、ササノハ等 (101種)	アケボノササノハ、ササノハ等 (141種)	アケボノササノハ、ササノハ等 (40種)
侵略的外来種	外来アザミ属、ササノハ、ササノハ、ササノハ、ササノハ等 (56種)				
予測結果	事業実施想定地域内に主な生育環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。		直接改変は行わないものの、周辺の土地利用の変化等に伴い、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると予測する。	事業実施想定地域内に主な生育環境が存在し、その一部が改変されることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると予測する。	

注) 複数案による予測結果に差異はなく、両案ともに同様の予測結果

事業実施想定地域及びその周辺の重要な植物群落等

名 称	場所	選定基準
河辺植物群落	菅生川町田橋下流右岸	C
河辺植物群落	菅生川新六角川下流左岸	C
河辺植物群落	市川山陽自動車道上流右岸	C
河辺植物群落	市川大橋下流左岸	C
コジイ群落	置塩城跡、櫃蔵神社	B
コジイ群落	八徳山八葉寺	B
池沼植物群落	伯母池	注
櫃蔵神社のコジイ林	櫃蔵神社	AB
八徳山・八葉寺のコジイ林	八徳山・八葉寺	AB

⇒事業実施想定地域内に存在しないことから、施設の存在に伴う直接改変による影響はないと予測する（複数案による予測結果に差異はなく、両案ともに同様の予測結果）。

巨樹・巨木林・天然記念物等

名称または樹種名	幹周囲(cm)	樹高(m)	備考
イチヨウ（2本）	445～680	27～39	
スギ（10本）	300～835	22～38	
ムクノキ（7本）	340～600	15～26	
ツガ（2本）	360～390	25～29	
モミ	300	32	
ビャクシン（千年松）	330	16	
ケヤキ	360	18	
カヤ	420	14	
クスノキ	340	22	
子安の木 群落	－	－	姫路市指定天然記念物
櫃蔵神社の大イチヨウ	650	30	姫路市指定天然記念物
田川神社櫨の木	600	37	姫路市指定天然記念物

⇒事業実施想定地域内に存在しないことから、施設の存在に伴う直接改変による影響はないと予測する（複数案による予測結果に差異はなく、両案ともに同様の予測結果）。

事業実施想定地域内に生育環境が存在する水辺、樹林、草地を主な生育環境とする重要な種については、一部直接改変による生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。

今後の概要書の手続き以降の調査、予測及び評価の結果等を踏まえた上で、以下の事項に留意し、具体的な環境保全措置を検討する。

- ・ 現地調査により植物の生育状況を把握し、確認された重要な種に対して環境保全措置を検討する。なお、現地調査の実施にあたっては、今後検討される事業実施想定地域に主な生育環境が存在する種の生態的特性を踏まえた調査を検討する。
- ・ 今後の太陽電池等の配置等においては、重要な種の生育状況等を踏まえて検討する。
- ・ ゴルフ場等の既改変の土地の活用により、樹木の伐採面積の最小化を図ることで、直接改変による重要な種の生育環境への影響の低減を図る。
- ・ 工事に使用する重機のタイヤ等の足回りに付着した泥の洗浄、緑化を行う際には地域の在来種を極力使用、種子吹付を行う際には侵略的外来種の種子が含まれていないものを使用等により、事業実施想定地域内に持ち込まないように配慮する。
- ・ 工事用車両の事業実施想定地域からの退出時の足回り洗浄の実施、太陽光パネル配置箇所周辺の定期的な除草（草刈り）による侵略的外来種の異常繁茂抑制等により、事業実施想定地域外に持ち出さないよう配慮する。

⇒今後の手続において以上を着実に実施することにより、事業による重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。

事業実施想定地域及びその周囲の重要な種（哺乳類）

分類群	哺乳類			
主な生息環境	市街地	洞窟等	高山	樹林
重要な種 (種数)	キタシロウモリ、ヒナコウモリ (2種)	キタシロウモリ、ヒナコウモリ (2種)	ミズラモグラ (1種)	キタシロウモリ、ヒナコウモリ、ツキノグマ、スミズミ (4種)
侵略的外来種 (種数)	ネオトリア、アライグマ、ハクビシ、ノコ等 (7種)			
重要な種の 予測結果	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。			主な生息環境が存在し、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると予測する。

注) 複数案による予測結果に差異はなく、両案ともに同様の予測結果

事業実施想定地域及びその周囲の重要な種（鳥類）

分類群	鳥類								
主な生息環境	海域	海岸	水田	耕作地	市街地	高山	水辺	樹林	草地
重要な種 (種数)	コウゴン、 アヒ、ウミ コ等 (18種)	ミヅビシ ギ、コア ジサシ、ミ サコ等 (59種)	コウトリ、 ヨシゴイ、 タシギ等 (45種)	ウスラ、カ シラダカ、 ヤマガシラ 等 (26種)	アマツバ メ、ヒメアマ ツバメ、オ オカ等 (8種)	ハリオアマ ツバメ、 アマツバ メ等 (4種)	オトリ、オカ、オコ シゴイ等 (81種)	ヤマトリ、ク マ、オコハ ズク等 (60種)	ウスラ、ヤ マトリ、アメリ カヒトリ等 (49種)
侵略的外来種 (種数)	カラバト(トバト)、アヒル、アイガモ、ハッカチョウ(4種)								
重要な種の 予測結果	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しない ことから、直接改変による影響はないと予測する。						直接改変は行わ ないものの、周 辺の土地利用の 変化等に伴い、 生息環境の変化 に伴う影響が生 じる可能性がある と予測する。	主な生息環境が存在 し、その一部が直接 改変されることから、 生息環境の変化に伴 う影響が生じる可能 性があると予測する。	

注) 複数案による予測結果に差異はなく、両案ともに同様の予測結果

事業実施想定地域及びその周囲の重要な種（両生類）

分類群	両生類					
主な生息環境	河川	水田	池	湿地	樹林	草地
重要な種 (種数)	セトウチサンショウウオ、オオサンショウウオ、カジカガエル等 (5種)	セトウチサンショウウオ、ニホンアカガエル、ツチガエル等 (7種)	アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ツチガエル等 (7種)	ヒダサンショウウオ、タゴガエル、モリアカガエル等 (10種)	ヒダサンショウウオ、シュレーゲルアオガエル、モリアカガエル等 (8種)	ニホンヒキガエル、ニホンアカガエル (2種)
侵略的外来種 (種数)	ウシガエル(1種)					
重要な種の 予測結果	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。		直接改変は行わないものの、周辺の土地利用の変化等に伴い、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。		主な生息環境が存在し、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。	

注) 複数案による予測結果に差異はなく、両案ともに同様の予測結果

事業実施想定地域及びその周囲の重要な種（爬虫類）

分類群	爬虫類						
主な生息環境	海岸	河川	水田	市街地	池	樹林	草地
重要な種(種数)	クサガメ (1種)	ニホンイシガメ、 ニホンスッポン (2種)	ニホンイシガメ、 ニホンスッポン (2種)	ニホンヤモリ (1種)	ニホンイシガメ、 ニホンスッポン (2種)	ジムグリ、シマダ ウ、ヒバカリ等 (4種)	ジムグリ (1種)
侵略的外来種 (種数)	クサガメ、ミシシッピアカミミガメ、チウゴクスッポン(3種)						
重要な種の 予測結果	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。				直接改変は行わないものの、周辺の土地利用の変化等に伴い、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。	主な生息環境が存在し、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。	

注) 複数案による予測結果に差異はなく、両案ともに同様の予測結果

事業実施想定地域及びその周囲の重要な種（昆虫類）

分類群	昆虫類					
主な生息環境	水田	耕作地	市街地	水辺	樹林	草地
重要な種 (種数)	オシロイソウ、モトイ トソウ、カトヤナ等 (14種)	ツマゲロキチョウ、ク ロヒメヨウタンゴミ ムシ、マメハシヨウ (5種)	キシノウエタテグ モ、ムツゲイキ グモ、ヒトエグモ、 メクラゲンゴウ (4種)	ヨリメグモ、シバ グモ、オトゲイカ グモ等 (86種)	キノボリタテグモ、 ハラダカツネグモ、 キノコグモ等 (62種)	マメイタヒキグモ、カ トウツケオグモ、クワ ムシ等 (35種)
侵略的外来種 (種数)	ヒロハリアオイカ、アルファルファタコゾウムシ(2種)					
重要な種の 予測結果	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在 しないことから、直接改変による影響はな いと予測する。			直接改変は行 わないものの、 周辺の土地利 用の変化等に 伴い、生息環 境の変化に伴 う影響が生じ る可能性があ ると予測する。	主な生息環境が存在し、その 一部が直接改変されることか ら、生息環境の変化に伴う影 響が生じる可能性があると呼 び出す。	

注) 複数案による予測結果に差異はなく、両案ともに同様の予測結果

事業実施想定地域及びその周囲の重要な種（魚類）

分類群	魚類		
主な生息環境	河川	湿地	池
重要な種 (種数)	ニホンナギ、ヤリタゴ、アブラ ホテ等 (31種)	ニホップンバラタゴ、カハタモ コ、トジヨウ(3種)	イモンジタゴ、ニホップンバラタゴ、カハタモ コ等(6種)
侵略的外来種 (種数)	タイリクバラタゴ、ソウギョ、ブルーギル、オクチバス、コクチバス等(8種)		
重要な種の 予測結果	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。		直接改変は行わないものの、周辺の土地利用の変化等に伴い、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると予測する。

注) 複数案による予測結果に差異はなく、両案ともに同様の予測結果

事業実施想定地域及びその周囲の重要な種（陸産貝類）

分類群	陸産貝類				
主な生息環境	河川	池	湿地	草地	樹林
重要な種 (種数)	ヒメコウマイマイ (1種)	カガカモノアラガイ (1種)	ヒメコウマイマイ、カガカモノアラガイ (2種)	ヒメコウマイマイ、カガカモノアラガイ (2種)	ゴマカタニシ、サトヤマガイ、ハリマムシオガイ等 (30種)
侵略的外来種 (種数)	チャコウナメクジ、チャコウナメクジ近似種(1種)				
重要な種の 予測結果	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。	直接改変は行わないものの、周辺の土地利用の変化等に伴い、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。		主な生息環境が存在し、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。	

注) 複数案による予測結果に差異はなく、両案ともに同様の予測結果

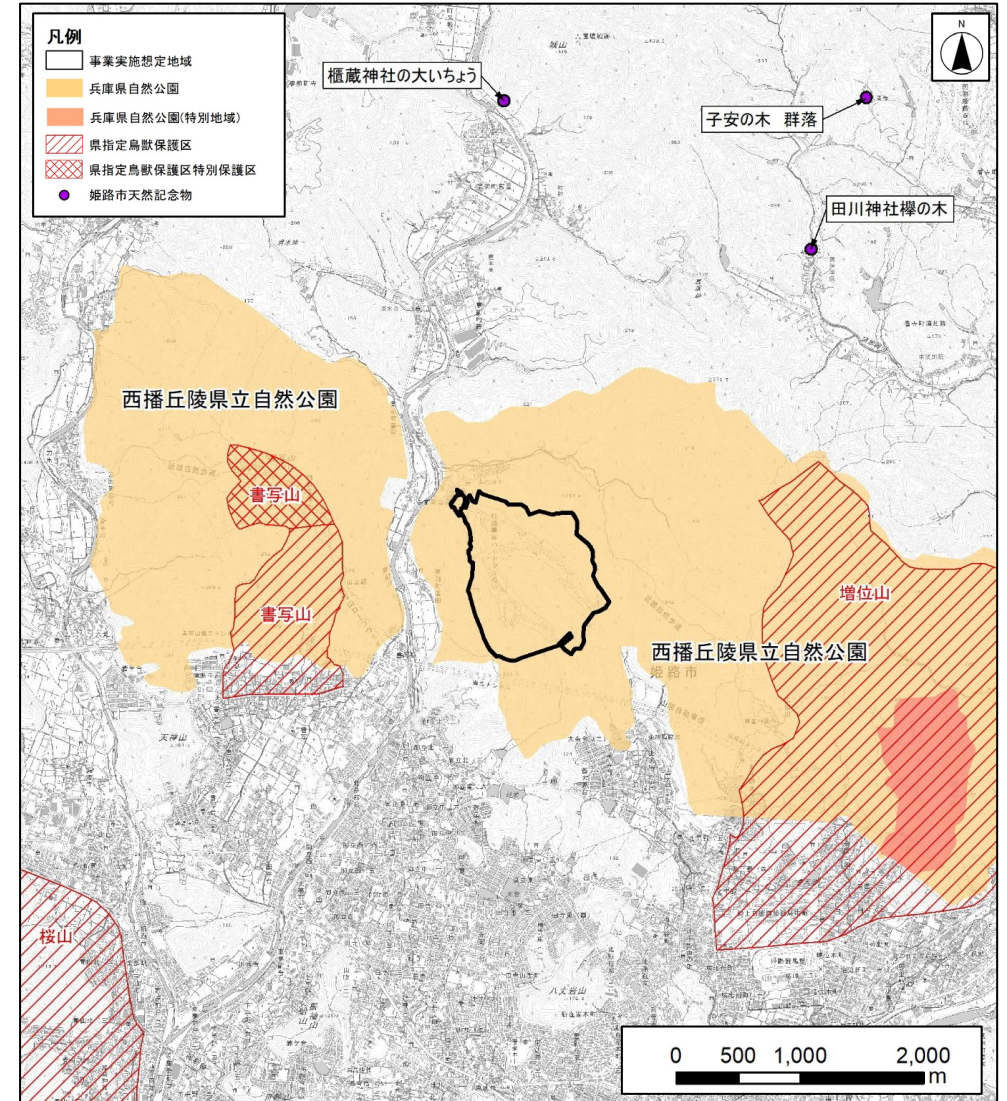
事業実施想定地域及びその周囲の重要な種（底生動物）

分類群	底生動物				
主な生息環境	海域	河川	水田	池	湿地
重要な種(種数)	リシタイギ、サ カ、マテガイ 等 (82種)	ニセマツカサガイ、サハ ガイ、イサガイ等 (20種)	トブシジミ、マシジ ミ、マルタニシ等 (14種)	ニセマツカサガイ、サハ ガイ、イサガイ等 (20種)	ニセマツカサガイ、サハ ガイ、イサガイ等 (18種)
侵略的外来種（種数）	スクミリンゴガイ、タイワンシジミ、アメリカザリガニ、フナエイトリック等(12種)				
重要な種の 予測結果	事業実施想定地域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。			直接改変は行わないものの、周辺の土地利用の変化等に伴い、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。	

注) 複数案による予測結果に差異はなく、両案ともに同様の予測結果

注目すべき生息地

- 事業実施想定地域の大部分は、ゴルフ場として既に開発された区域であるものの、西播丘陵県立自然公園内に位置しており、直接改変によりA 案、B 案ともに動物の注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性が考えられる。



動物の注目すべき生息地

専門家等へのヒアリング

専門分野	意見概要
動物 (鳥類)	【専門家の所属等：自然保護団体】 - 文献調査によれば、姫路市域で230種の鳥類が確認されているが、この中には、海岸部のみで観察される種も含まれるので、調査地の環境にあわせて、留意すべき種を選定すれば良い。 - 希少猛禽類のイヌワシは、事業計画地周辺は主要な生息地になっていないが、稀に飛来する可能性は否定できないので、調査でも留意すること。 - 事業実施想定地域の西側に位置する書写山では、過去にハチクマやサシバの渡りが確認されているので、渡りの時期には留意すること。 - 猛禽類の調査計画については妥当である。ツミは近年、都市部の緑地等で繁殖する傾向が強く、当該事業地のような山間部ではハイタカが出現する可能性の方が高い。また、ハヤブサについても、近年は都市構造物や鉄塔を利用する例が増えており、留意が必要である。 - 今回の事業計画では、既存のゴルフ場を利用するため、大規模な森林伐採による生息地消失の影響は小さいと考えられる。ただし、猛禽類の餌動物（小鳥、小動物、昆虫）の生息環境が変化することで、間接的に猛禽類へ影響が及ぶ可能性については、生態系調査（動植物調査）の結果と合わせて予測・評価する必要がある。 - 鳥類への工事中の保全措置として最も有効なものは、繁殖期（特に造巣・抱卵等の重要時期）に騒音の出る工事を避けることである。工程管理上の制約はあるが、可能な限り繁殖期を外して着工する等の配慮が望ましい。 - 風力発電とは異なりバードストライクのリスクは低く、地上設置の太陽光パネルであれば渡りへの直接的な影響は大きくないと考えられる。 - 渡りへの物理的影響は少ないが、パネルの反射光が鳥類にどのような影響を与えるかは不明確な部分があり、留意が必要である。

事業実施想定地域内に生息環境が存在する、水辺、池、湿地、樹林、草地を主な生息環境とする重要な種については、直接改変による生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。

注目すべき生息地については、西播丘陵県立自然公園内に事業実施想定地域が位置するため、既にゴルフ場として開発されているものの直接改変により動物の注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性が考えられる。

今後の概要書の手続き以降の調査、予測及び評価の結果等を踏まえた上で、以下の事項に留意し、具体的な環境保全措置を検討する。

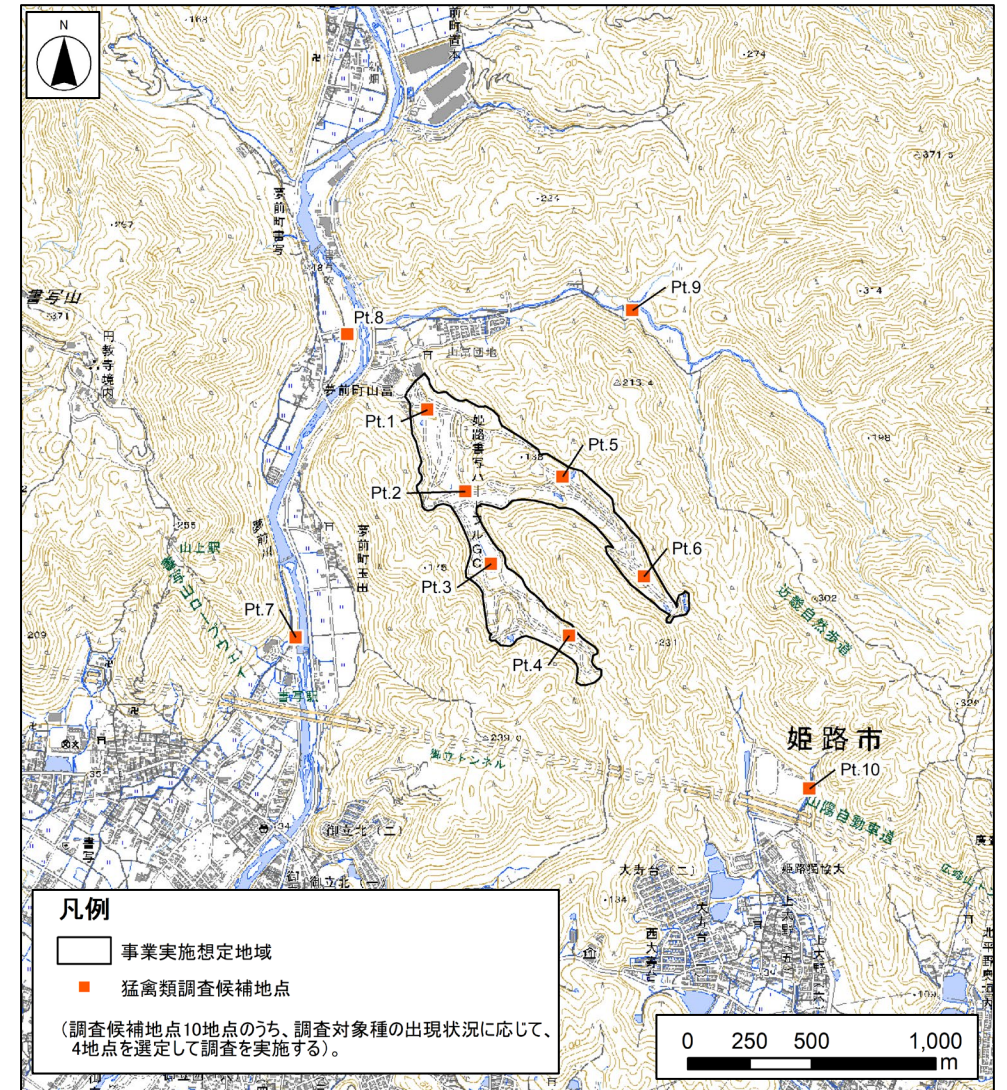
- ・ 現地調査により動物の生息状況を把握し、生息が確認された重要な種に対して環境保全措置を検討する。
なお、現地調査の実施にあたっては、今後検討される事業実施想定地域に主な生息環境が存在する種の生態的特性を踏まえた調査を検討する。
- ・ 今後の太陽電池等の配置等においては、重要な種の生息状況等を踏まえて検討する。
- ・ ゴルフ場等の既改変の土地の活用により、樹木の伐採面積の最小化を図ることで、直接改変による重要な種の生息環境への影響の低減を図る。
- ・ 猛禽類については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年、環境省）に準拠して生息状況調査を行い、適切に影響を予測評価する。（令和8年2月より先行実施）
- ・ 工事に使用する重機のタイヤ等の足回りに付着した泥の洗浄、太陽光パネル等の搬入時の不審なアリやクモ等の付着の有無の目視確認により、事業実施想定地域内に持ち込まないように配慮する。
- ・ 工事用車両の事業実施想定地域からの退出時の足回り洗浄の実施により、事業実施想定地域外に持ち出さないよう配慮する。

⇒今後の手続において以上を着実に実施することにより、A案、B案ともに事業による重大な影響は回避又は低減できる 可能性が高いものと評価する。

猛禽類調査の実施概要

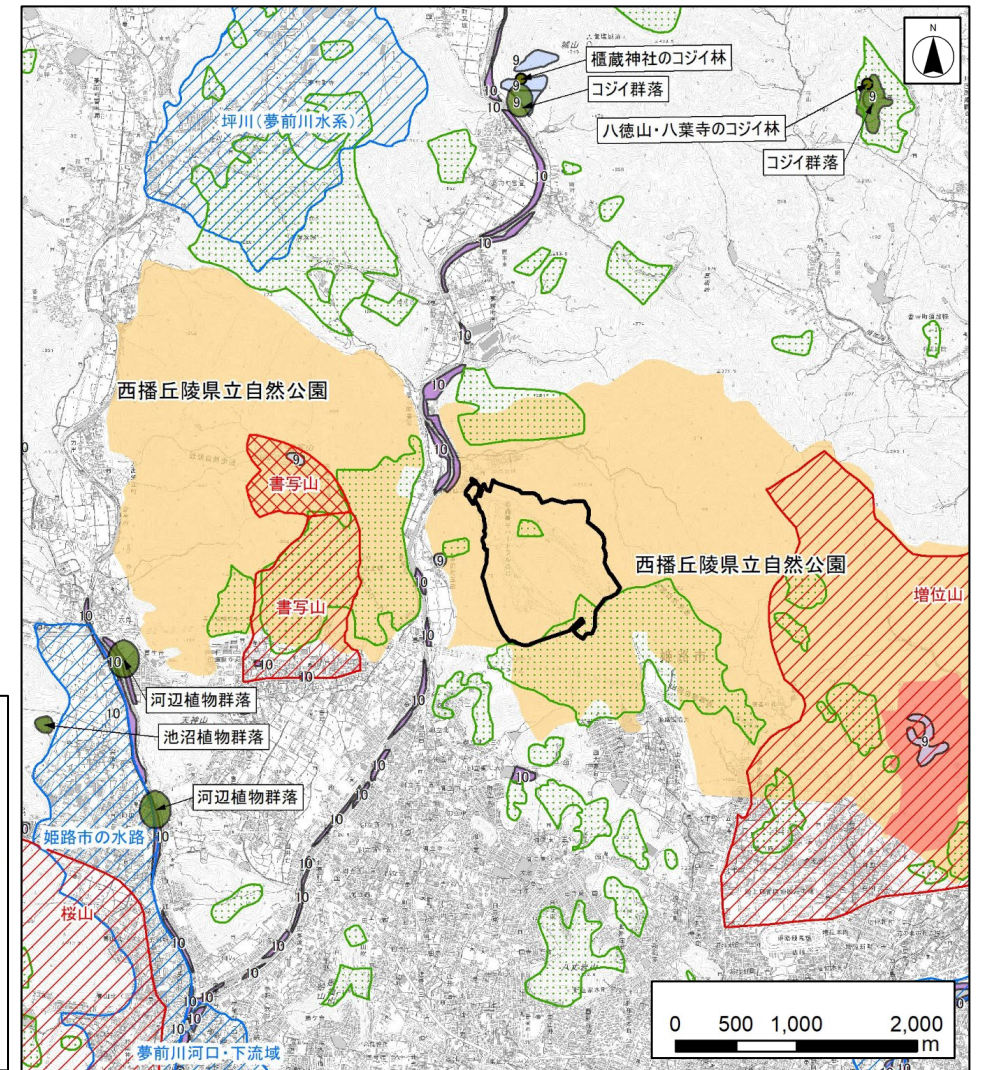
- 事業実施想定地域及びその周辺を広く視認できる調査定点を設定し、2月～8月にかけて各月3日間・4定点の調査を実施。

調査月	調査体制	実施状況
令和8年2月	4定点×3日	2/19～2/21に実施
令和8年3月	4定点×3日	3/17～3/19に実施
令和8年4月	4定点×3日	4/20～4/22に実施
令和8年5月	4定点×3日	5/27～5/29に実施
令和8年6月	4定点×3日	6/24～6/26に実施
令和8年7月	4定点×3日	未実施
令和8年8月	4定点×3日	未実施



重要な自然環境のまとまりの場

- 事業実施想定地域は西播丘陵自然公園内に位置し、事業実施想定地域内の一部には保安林が存在する。
- 事業による保安林を含む森林の伐採等の改変は行われないものの、自然公園内の改変であること、保安林が近接すること等より、重要な自然環境のまとまりの場に影響を及ぼす可能性が考えられる（複数案による予測結果に差異はなく、両案ともに同様の予測結果）。



重要な自然環境のまとまりの場

事業実施想定地域は自然公園区域内に位置し、一部区域は保安林に指定されている。直接改変区域は既にゴルフ場として開発されている区域であるものの、自然公園内の改変であること、保安林が近接すること等より、重要な自然環境のまとまりの場に影響を及ぼす可能性が考えられる。

今後の概要書の手続き以降の調査、予測及び評価の結果等を踏まえた上で、以下の事項に留意し、具体的な環境保全措置を検討する。

- ・ 現地調査等により生態系注目種及び注目すべき生息・生育の場への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。
- ・ 県立自然公園内の事業であることから、兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）を遵守し、生物多様性の確保に寄与するよう、適切な環境配慮を行う。
- ・ 当該自然公園は、アカマツ・コナラ等の二次林を主体に、常緑広葉樹をまじえた社叢林が自然林として残されている環境であるため、これらの環境を保全するため、事業実施想定地域の非改変区域の樹林の伐採は行わない。また、太陽電池等設置検討範囲内の樹林についても極力伐採しない。
- ・ 現地調査等により生態系注目種及び注目すべき生息・生育の場への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。

⇒今後の手続において以上を着実に実施することにより、A案、B案ともに事業による重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。

資源景観の状況

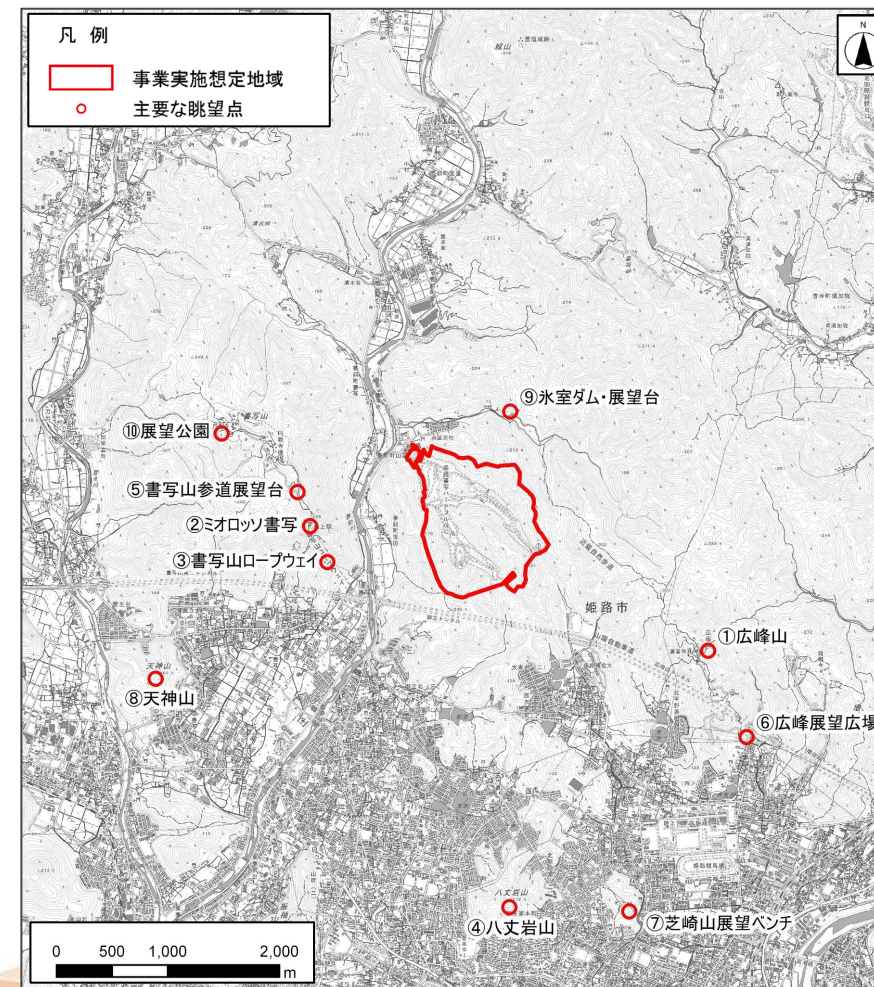
- ・ 周辺に書写山、広峰山等、計21箇所の景観資源が位置する。



景観資源

主要な眺望点

- ・ 書写山参道展望台、氷室ダム・展望台、広峰山等、計10箇所の主要な眺望点が位置する。



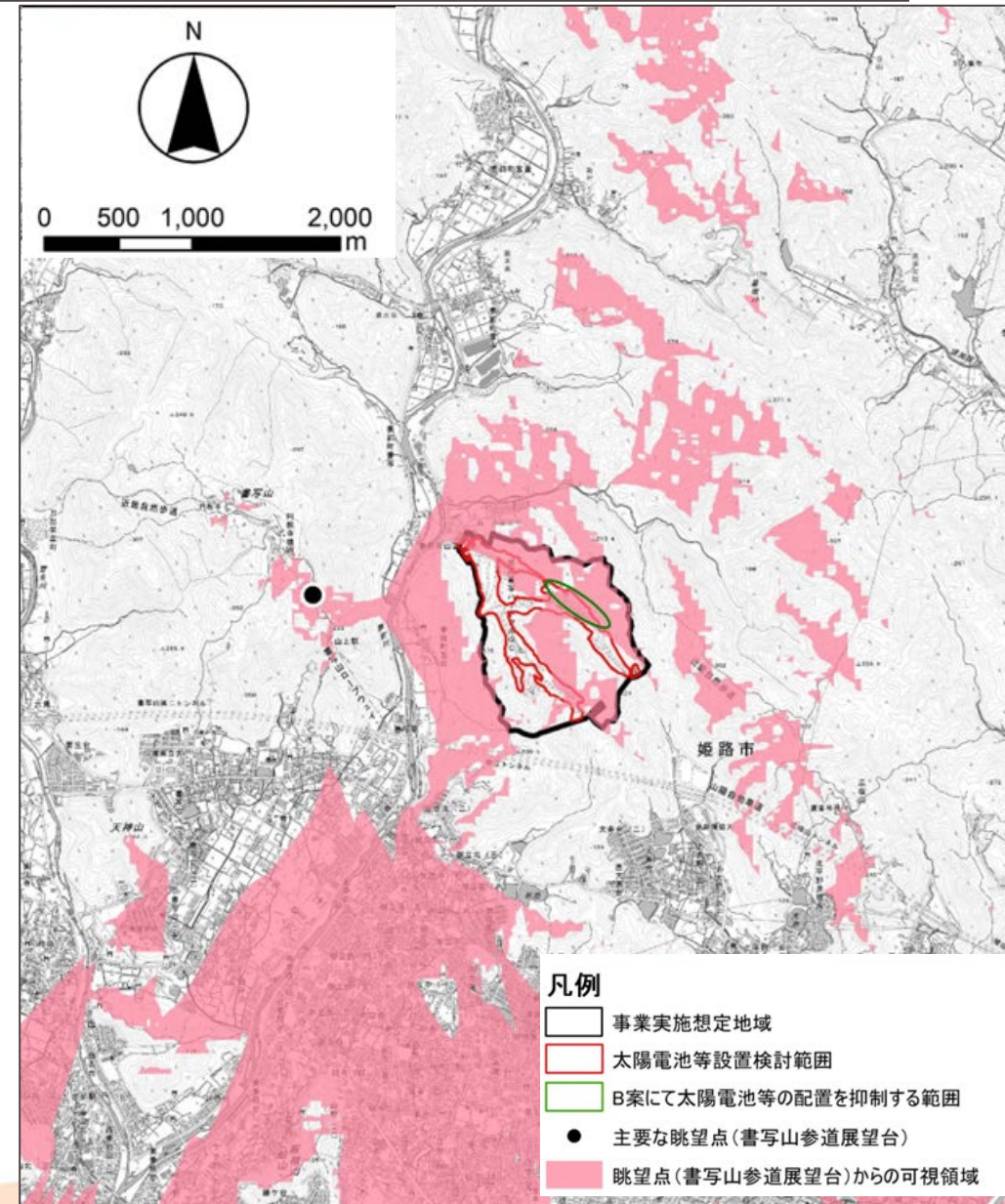
主要な眺望点

景観資源及び主要な眺望点の改変の程度

- ・ 景観資源及び主要な眺望点は、事業実施想定地域内に位置していないことから、景観資源及び主要な眺望点の改変は無いと予測する（複数案による予測結果に差異はなく、両案ともに同様の予測結果）。

主要な眺望景観の変化の程度

- ・ A案では「②ミオロッソ書写」、「③書写山ロープウェイ」、「④八丈岩山」、「⑤書写山参道展望台」、より太陽電池等設置検討範囲が可視であるため、眺望景観の変化が生じる可能性がある。
- ・ B案でも、上述②～⑤の地点では太陽電池等設置検討範囲が可視であるものの、事業実施想定地域の東部で太陽電池等の配置を抑制する区域を設けることで、書写山周辺からの眺望点（②、③、⑤）において、可視範囲を大きく削減する。
- ・ その他の眺望点からは、太陽光電池等設置検討範囲が不可視となることから影響はないと予測する。



主要な眺望点からの可視領域（⑤書写山参道展望台）



景観資源および主要な眺望点の改変の程度

景観資源及び主要な眺望点は、事業実施想定地域内に位置していないことから、景観資源及び主要な眺望点の改変は無いと考えられ、景観資源及び主要な眺望点への影響はないと評価する。

眺望景観の変化

A 案では「②ミオロッソ書写」、「③書写山ロープウェイ」、「⑤書写山参道展望台」より太陽電池等設置検討範囲が可視であることから、眺望景観の変化が生じる可能性がある。B 案でも、②～⑤の地点では太陽電池等設置検討範囲が可視であるものの、事業実施想定地域東部で太陽電池等の配置を抑制する区域を設けることで、②、③並びに⑤等の書写山周辺からの眺望点において、可視範囲を大きく削減することとなる。

眺望点	可視範囲		評価	
	A案	B案	A案	B案
①広峰山	不可視	不可視	○	○
②ミオロッソ書写	広範囲に可視	一部可視	×	△
③書写山ロープウェイ	広範囲に可視	一部可視	×	△
④八丈岩山	一部可視	一部可視	△	△
⑤書写山参道展望台	広範囲に可視	一部可視	×	△
⑥広峰展望広場	不可視	不可視	○	○
⑦芝崎山展望ベンチ	不可視	不可視	○	○
⑧天神山	不可視	不可視	○	○
⑨氷室ダム・展望台	不可視	不可視	○	○
⑩展望公園	不可視	不可視	○	○

注）評価 ○：太陽電池等設置検討範囲が視認されないため影響はない。
△：太陽電池等設置検討範囲が一部視認されるため、一定の影響が生じる可能性がある。
×：太陽電池等設置検討範囲が広く視認されるため、大きな影響が生じる可能性がある。

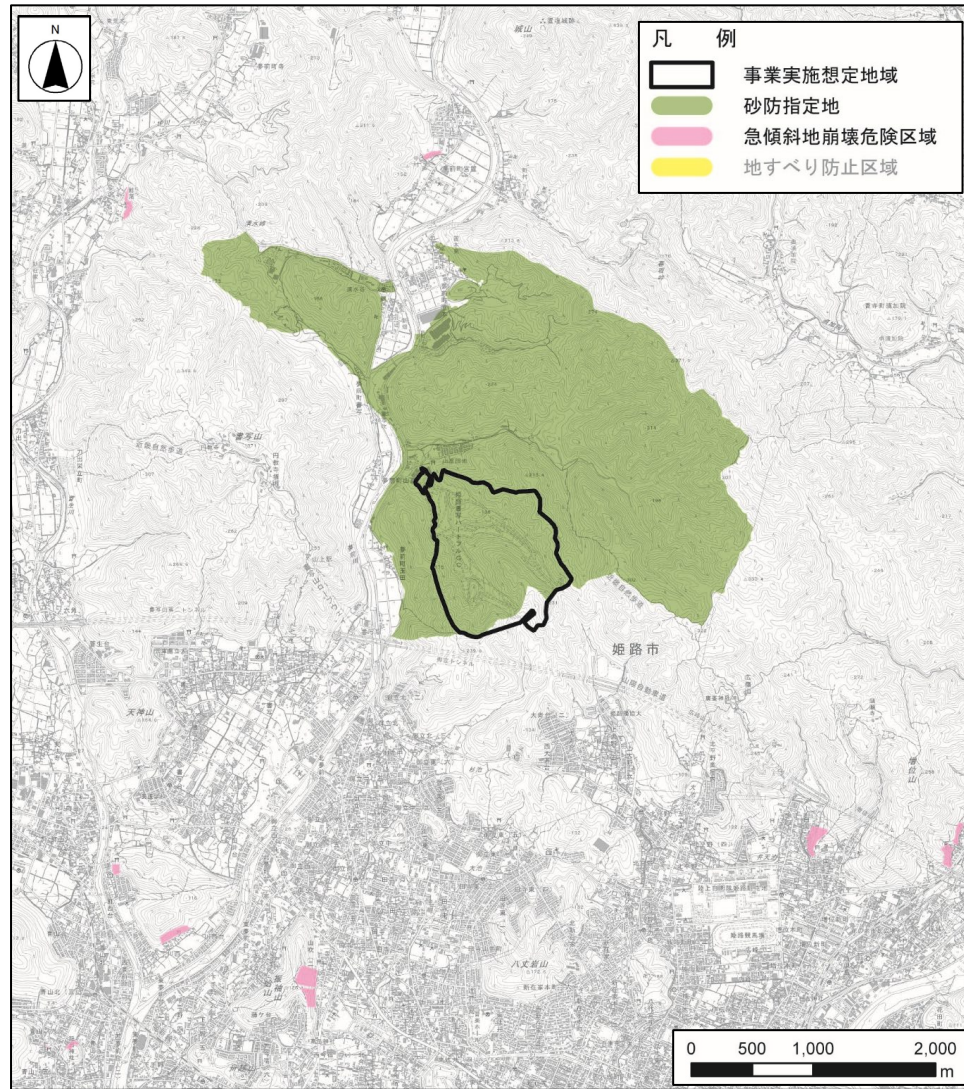
現時点では、事業計画が未定であることから、概要書の手続きにおいて以下の事項に留意し、具体的な環境保全措置を検討する。

- ・ 事業実施想定地域の西側の眺望点より視認の可能性が高い東部には太陽電池等の配置を抑制する。
- ・ 現地調査等により主要な眺望景観の状況並びに身近な視点場における景観の状況等を把握し、事業による影響の予測を行い、必要に応じて環境保全措置を検討する。
- ・ 今後の太陽電池等の配置等の検討においては、身近な視点場における景観の状況を踏まえて検討する。
- ・ 県立自然公園内の事業であることから、兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）を遵守し、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるよう、事業実施想定地域の非改変区域の樹林の伐採は行わない。また、太陽電池等設置検討範囲内の樹林についても極力伐採しない。

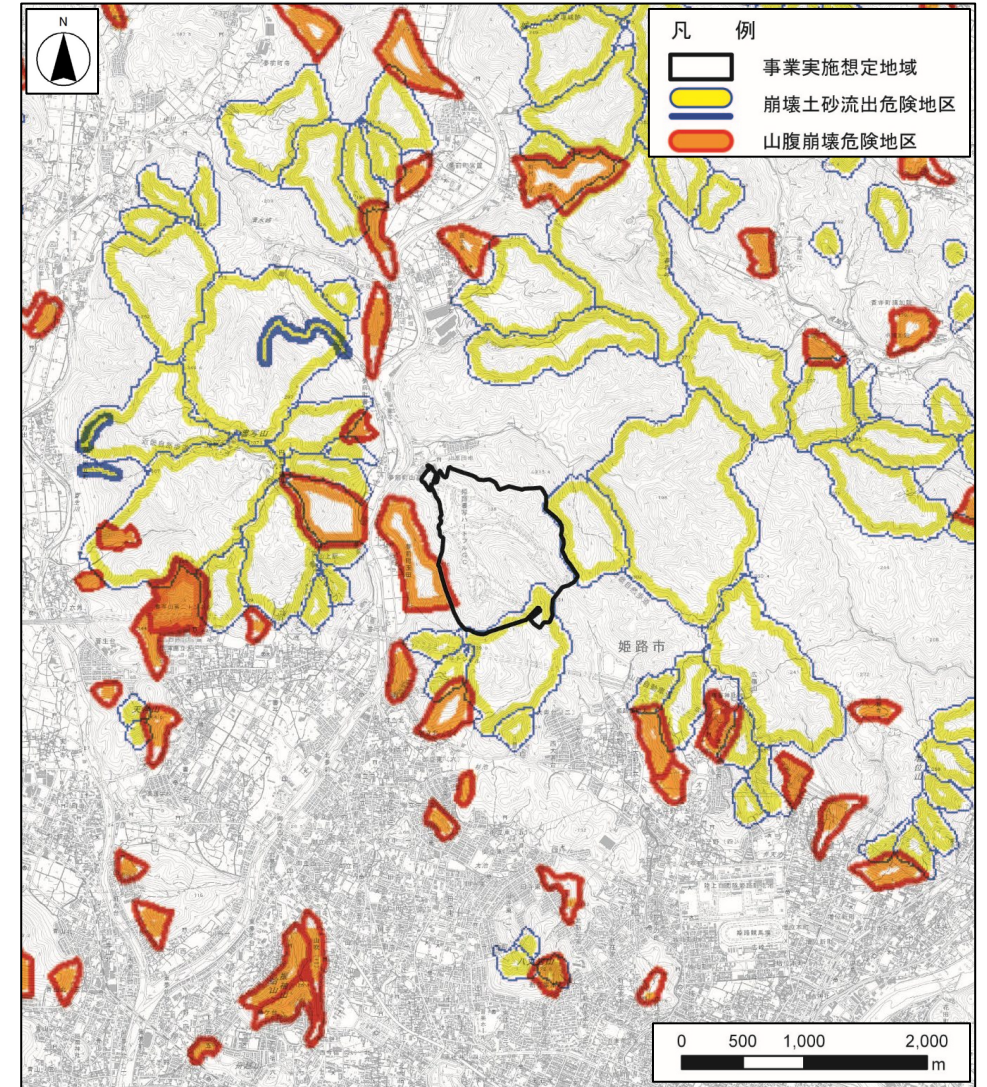
⇒今後の手続きにおいて以上を着実に実施し、B案を採用することにより、事業による重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。

調査結果

- 事業実施想定地域の地形分類区分は、主に山地の小起伏山地、丘陵地の大起伏丘陵地からなっている。また、表層地質については、事業実施想定地域は主に火山性岩石である流紋岩類からなっている。
- 国土防災に係る指定区域の分布状況は、事業実施想定地域（連系変電所エリア含む）及び周辺が保安林、砂防指定地、崩壊土砂流出危険地区及び山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、宅地造成工事規制区域及び特定盛土等規制区域、崩壊土砂流出危険地区等に指定されている。



砂防指定地



山地災害危険地区

予測結果

- 太陽電池等設置検討範囲内の地形は、山地の小起伏山地及び丘陵地の大起伏丘陵地からなっている。また、表層地質は主に火山性岩石である流紋岩類、未固結堆積物（泥・砂・礫）で、連系変電所エリアは固結堆積物（泥質岩）からなっている。
- 太陽電池等設置検討範囲は、ほとんどが砂防指定地に指定されており、一部が崩壊土砂流出危険地区に指定されている。また、連系変電所エリアは、保安林、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、崩壊土砂流出危険地区等に指定されている。
- 本事業では、新たな土地の造成（切土・盛土等）は実施しないこと、残地森林を確保するとともに、樹木伐採は必要最小限に留める計画であること等、土地の安定性に対して影響を抑える措置を講じる。しかし、土地の安定性に対して懸念される地域が太陽電池等設置検討範囲内に存在するため、事業による影響が生じる可能性が考えられる。
（複数案による予測結果に差異はなく、両案ともに同様の予測結果）

本事業では、新たな土地の造成（切土・盛土等）は実施しないこと、残置森林を確保するとともに、樹木伐採は必要最小限に留める計画であること等、土地の安定性に対して影響を抑える措置を講じるものの、土地の安定性に対して懸念される地域が太陽電池等設置検討範囲内に存在するため、事業による影響が生じる可能性が考えられる（複数案による予測結果に差異はなく、両案ともに同様の予測結果）。

なお、現時点では、早期事前調査による既存資料の調査結果であり、事業計画に未確定事項が多いこと、事業実施想定地域内における詳細な情報を得られていないため、今後の概要書の手続きにおいて、以下の事項に留意し、具体的な環境保全措置を検討する。

- ・ 今後の環境影響評価手続きにおいては、今後の設計計画の検討や関係機関との協議
- ・ 並びに環境影響に関する予測・評価結果を踏まえて、周辺地域への環境影響の回避・低減等の検討を行っていく。
- ・ 今後の太陽電池等の配置計画の検討に当たっては、概要書の手続き以降における調査結果等を踏まえ、土地の傾斜状況、地盤強度等を考慮の上、太陽電池等の設置範囲、基礎構造、排水対策等を検討する。

⇒今後の手続において以上を着実に実施することにより、事業による重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。

事業実施想定地域に太陽電池発電所を設置することによる周辺環境に与える影響について複数案で検討した結果、B 案を採用するとともに概要書の手続き以降に、事業計画における配置計画等の配慮を行うことにより、重大な環境影響は回避又は低減できる可能性が高いと評価した。

